

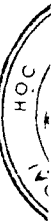
学習院大学大学院人文科学研究科とベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学

アーカイブズ学・オフィスマネジメント学部との

交流協定書

日本国学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻とベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学アーカイブズ学・オフィスマネジメント学部は、両機関の交流を通じてアーカイブズ学の研究と教育上の相互利益を増進させるため、本協定の締結に合意する。本協定は、該当する国の法律及びそれぞれの機関の規定範囲内においてのみ有効である。

1. 両機関は、両大学に所属する大学院生(博士前期課程・博士後期課程学生)が相手機関において教育課程の履修を希望する場合、それぞれの機関の規定に従い、かつ期間が1年を超えないこと及び学位取得を目的としない限りにおいて、その学生を積極的に受け入れるよう努力する。両大学に所属する大学院生が相手機関で教育課程を履修した場合、両機関はそれぞれの機関の規定を超えない範囲で、履修した単位を認めることができる。なお、両機関は、学生を相互に受け入れるにあたって、受入学生数に著しい不均衡が生じないように調整を行う。
2. 両機関の大学院生が相手機関の教育課程を履修する場合、授業料は、各所属大学院に納付するものとし、受入機関は、その学生に対して授業料の納付を免除する。受入機関は、相手機関の学生を受け入れるにあたり、快適で安全な留學生活を送れるよう可能な支援を行うが、渡航費、滞在費、その他について経済的援助を行う義務は負わないものとする。
3. 両機関は、それぞれの機関の規定に従い、両大学に所属する大学院生が相手機関でアーカイブズに関わる研究および実践に携わることができる、短期インターンシップ課程(1～3ヶ月間)の設置に向け努力することとする。当該課程には、大学院課程の講義へ



の出席、図書館利用、および、セミナー参加が想定されるが、別途協議するものとする。

4. 両機関は、それぞれの機関の規定に従い、各機関の所属教員が相手機関から要請がある場合、相手機関において大学院のアーカイブズ学の講義を積極的に行うよう奨励するものとする。ただし、渡航費、滞在費、講演謝礼については別途協議する。
5. 両機関に所属する教職員、大学院生が集団で短期間相手機関を訪問する場合、受入機関は訪問者が訪問プログラムを円滑に進められるよう、適正な配慮を行う。ただし、受入機関は、訪問者の渡航費、滞在費など、訪問に関わる費用は負担しないことを原則とする。
6. 両機関は、双方の教員と大学院生が共同で参加する国際的水準の研究プロジェクトを推進するよう努力する。研究プロジェクトの範囲は、記録・アーカイブズ管理(デジタルデータ管理を含む)に関する理論と実務、記録とアーカイブズ関連政策、地域の先進的な事例などとし、関係する分野(例えば文化資源管理など)を含む。
7. 両機関は、それぞれが独自に遂行した研究やプロジェクトなどの成果を共有するよう努力し、言語や形態に関わらず積極的な資料交換を行う。また両機関は、教育課程の質を高めるため、毎年両機関の教育課程設計、科目別講義計画書(シラバス)、講義資料リストなどを交換する。必要によっては、この交換資料を分析し、カリキュラム等に関する共同研究会議を開催することができる。会議開催の具体的方法については、別に協議する。
8. 本協定は、日本語 2 部、ベトナム語 2 部ずつを作成し、両機関がそれぞれ 1 部ずつ保管する。
9. 本協定の有効期間は、署名日より起算して 5 年間とし、5 年を経過した後は、1 年を単位として毎年自動的に延長する。有効期間内に協定の解消を希望する場合は、3 ヶ月前に文書で相手機関にその意思を表明し、両機関の協議によって解消の可否を決定

する。ただし、最初の5年間の有効期間満了時または1年ごとの延長期間満了時にい
ずれか一方の機関が協定の解消を希望する場合は、文書で相手機関にその意思を伝
えることによって本協定は解消される。本協定の改定を希望する場合は、相手機関に文
書でその意思を表明し、両機関の協議によって改定の可否を決定する。

2012年0月16日

2012年0月16日

学習院大学大学院

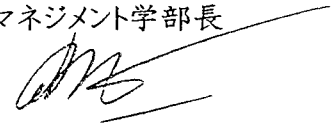
ベトナム国立大学ハノイ校

人文科学研究科委員長

人文社会科学大学

神田龍身

アーカイブズ学・オフィスマネジメント学部長



学習院大学

ベトナム国立大学ハノイ校

学長

校長

PGS.TS. Vũ Thị Phụng

福井嘉彦



PROF. DR. Nguyễn Văn Khánh